

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの節電実行計画

平成23年7月1日

I. 基本的な考え方

1. 基本的な方針

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）の使用電力の削減については、従来、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化等に取り組んできた。

FAMICは、夏期の電力需給対策として一層の節電対策を実施し、ピーク期間・時間帯（※1）における使用最大電力量を抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

なお、東京電力管内及び東北電力管内の事務所以外の事務所についても使用電力の抑制に積極的に取り組む。

※1：7月～9月（平日）の9～20時

2. 実施期間

本節電実行計画の実施期間は、平成23年7月1日から平成23年9月30日までとする。

3. 対象センター等

本節電実行計画の対象は、東京電力管内及び東北電力管内に所在するFAMIC本部、小平総務分室・農薬検査部を置く事務所（以下「小平庁舎」という。）、本部横浜事務所及び仙台センターとする。

II. 節電に係る数値目標

東京電力管内及び東北電力管内に所在するFAMIC本部、小平庁舎、本部横浜事務所、仙台センターについて、ピーク期間・時間帯における使用最大電力量を基準電力値（※2）に比して、15%以上を抑制する。

※2：原則、昨年の同期間・時間帯の1時間単位の最大使用電力の値。

III. FAMICの節電に係る具体的取組

東京電力管内及び東北電力管内に所在するFAMIC本部、小平庁舎、本部横浜事務所、仙台センターの具体的取組は以下のとおりである。

また、当該電力会社管内以外の地域センター及び事務所にあつては、本節電計画及び入居する合同庁舎等の節電計画を踏まえ、具体的取組を作成する。

FAMIC本部における夏期の節電対策について

平成23年6月13日

政府の今夏（7月～9月）における府省毎に節電計画を策定し、使用最大電力を15%以上抑制する方針に基づき、FAMIC本部においても夏期期間（7月～9月）について、以下のとおり節電計画を策定し、実施するものとする。

1. 実験棟での対応

対 象	節 電 方 法
分析機器	<ol style="list-style-type: none"> 1 分析値の安定性のため通常通電していた分析機器について、原則として機器使用時のみ通電する（質量分析計等、分析機器の精度確保のため通電が必要なものを除く） 2 分析機器の使用に当たっては、極力電力消費ピーク時（11時～15時を想定）を外す。また、オートサンプラーの利用等により夜間を利用した分析を可能な限り実施する。 3 分析機器稼働時間削減のため、分析の時期の移動、地域センターへの振替等が可能な業務についてはできる限り夏期期間の使用を控える。
冷蔵庫、冷凍庫及び冷蔵冷凍施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 冷蔵庫及び冷凍庫については、利用機器の集約化、保存点数の削減等により2割を目標に使用台数を削減する。また、製造年が2000年以前の冷蔵庫及び冷凍庫については併せて廃棄処分を検討する。 2 冷蔵庫については、冷蔵庫毎に停止可能、不可能を検討し、可能なものについては東京電力の使用量が95%を超えた場合には通電を一時停止する。
個別施設の空調	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な計量のため定温が必要な施設については、原則として設定温度を昨年度より1℃上昇させる。 2 その他の場合にあつては、設定温度を28℃とする。 3 1及び2の場合であっても、計画的な施設の利用に努め、空調については施設使用時のみとなるように努める。

2. 事務棟での対応

① 照明に係る節電

- ・執務室の蛍光管を1/2程度に間引き
- ・原則として勤務時間中は消灯、悪天候や夕方は必要に応じて点灯可

② O A機器、その他機器の節電

- ・コピー機の使用日設定（偶数日は偶数階のみで使用、奇数日は奇数階のみで使用）
- ・プリンタは各部所有の1/2の使用（専用プリンタは対象外：給与、会計システム、役員、部長用等）
- ・事務室冷蔵庫は各階1台のみ使用可、ただし、庫内温度は弱に設定
- ・電気ポット・コーヒーマーカー等の使用禁止
- ・パソコンの節電モード、照明の減光、退庁日及び長時間（概ね2時間程度以上）使用しない場合の電源オフ

③ 節電のため、時間外労働の縮減

政府の今夏（7月～9月）における府省毎に節電計画を策定し、使用最大電力を15%以上抑制する方針に基づき、FAMIC小平庁舎においても夏期期間（7月～9月）について、以下のとおり節電計画を策定し、実施するものとする。

1. 節電に係る数値目標

(1) 公表値の目標

H23契約電力	基準電力値	節電(削減)率	節電電力値	使用電力上限値
218 KW	202 KW	15 %	30 KW	172 KW

(2) 作成する節電実行計画の目標

H23契約電力	基準電力値	節電(削減)率	節電電力値	使用電力上限値
218 KW	202 KW	20 %	40 KW	162 KW

2. 節電計画

節電対策	節電対象機器等	節電電力(KW)
(1) 空調に係る節電 冷房設定温度28℃の厳守		
(2) 照明に係る節電 執務室の窓側の蛍光灯は、日中、原則消灯 休憩時間は、消灯を厳守	事務棟窓側蛍光灯 40W×72本	2
(3) OA機器、その他の機器に係る節電 パソコンのディスプレイ照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用 プリンタの稼働台数の削減 分析機器の使用制限（稼働禁止機器を設定）	パソコン 178W×84台×0.3 プリンタ 1000W×1台(総務分室) GC-MS 4319W×2台(新棟3F化学実験室及び共同実験棟2F機器室)、 GC 2950W×1台(新棟2F実験室)等	4 1 11
(4) 共用部分に係る節電 エレベータは、原則、使用禁止（身体障害者、大口荷物搬出入を除く） トイレの暖房便座、温水機能、ハンドドライヤーは、稼働禁止 給湯室及びトイレに設置されている電気湯沸器は、稼働禁止 廊下の蛍光灯は、日中、原則消灯	エレベータ 5600W×1台 温水洗浄便座 460W×14台、ハンドドライヤー 870W×3台 電気湯沸器 1100W×10台 事務棟及び分析棟廊下蛍光灯 40W×138本	5 9 11 5
(5) その他 電子レンジ、コーヒーマーカーの使用禁止 デマンド監視装置を活用し、使用電力が目標値(162KW)に接近したら警報を発するよう設定する。 なお、警報を寄せられた場合は、2. の節電対策状況を再確認し、更なる節電措置を講ずる。		
	合計	48

注：執務室の空調については、GHP(ガスヒートポンプ)仕様であり、節電電力の算出が困難なため記入していない

本部横浜事務所における夏期の節電対策について

平成23年6月29日
横浜事務所

政府の今夏（7月～9月）における府省毎に節電計画を策定し、使用最大電力を15%以上抑制する方針に基づき、本部横浜事務所においても夏期期間（7月～9月）について、以下のとおり節電計画を策定し、実施するものとする。

1 事務室での対応

① 照明に係る節電

- ・事務室の照明は、点灯数を概ね1/2程度に間引き（平均照度概ね500 lx 確保）
- ・昼休みは、原則として消灯

② OA機器、その他機器の節電

- ・コピー機は、1台
- ・プリンタは各課（島）所有の1/2使用し、スリープモードの活用（専用プリンタは対象外：給与、会計システム、事務所長等）
- ・事務室冷蔵庫は1台（2台→1台）とし、庫内温度は「弱」に設定
- ・原則、電気ポットは使用禁止
- ・パソコンの節電モード及び照明の減光設定、スリープモード（スタンバイモード）の活用、退庁日及び長時間（概ね2時間程度以上）使用しない場合の電源オフの徹底

③ ブラインドの適切な調整及び退庁時は降ろして帰宅の徹底

④ 節電のため、時間外労働の縮減

2. 実験室での対応

対 象	節 電 方 法
分析機器	<ol style="list-style-type: none"> 1 通常通電していた分析機器については、原則として機器使用時のみ通電する（質量分析計等、分析機器の精度確保のため通電が必要なものを除く）。 2 分析機器の使用に当たっては、極力電力消費ピーク時（11時～15時を想定）を外す。また、オートサンプラーの利用等により夜間を利用した分析を可能な限り実施する。 3 分析機器稼働時間削減のため、分析の時期の移動、地域センターへの振替等が可能な業務については、できる限り夏期期間の使用を控える。
冷蔵庫、冷凍庫及び冷蔵冷凍施設	<p>冷蔵庫及び冷凍庫については、利用機器の集約化、保存点数の削減等を行うことにより、使用台数を削減する。</p>
個別施設の空調	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な計量のため定温が必要な施設については、可能な限り設定温度を昨年度より1℃上昇させる。 2 その他の場合にあっては、原則として設定温度を28℃とする。 3 1及び2の場合であっても、計画的な施設の利用に努め、空調については施設使用時のみとなるように努める。

※個別空調施設：低層棟4階 試料保管庫、機器分析室、微量物質抽出室
 低層棟3階 DNA検定室

平成23年6月27日
仙台センター

FAMIC仙台センターにおける夏季の節電について

政府の節電実行基本方針に対応するため、仙台第3合同庁舎の取り組みのほか、夏季（平成23年7月1日～9月30日）においてFAMIC仙台センターとして下記の節電の取り組みを実施する。

記

1. 照明に係る節電（事務室、実験室及び会議棟共通）

- ・ 通常使用している照明器具を1/2程度とし、業務に支障がない程度の照明とする。
- ・ 昼休みの消灯、使用していないエリア及び不要な場所の消灯を徹底する。

2. 事務室等におけるOA機器等に係る節電

- ・ 事務室内の冷蔵庫の使用台数を制限し、温度設定を「弱」とする。
- ・ 電子レンジは使用しない。
- ・ 原則、電気ポットは使用しない。（「魔法瓶機能」の活用は可）
- ・ コーヒーメーカーは使用しない。
- ・ 湯沸かしはガスコンロなどガス器具を使用する。
- ・ 扇風機は台数を制限するとともに、その使用は9階は1台及び7階は3台以内とし、かつ、合同庁舎の冷房運転停止時に限る。また、卓上扇風機等個人用扇風機の使用は禁止する。
- ・ テレビの電源プラグは、コンセントから抜く。
- ・ パソコン本体及びディスプレイは、省エネモードに設定する。また、退庁時の電源オフ並びに2時間以上使用しない場合の電源オフ（又はスタンバイモード）を徹底する。
- ・ コピー機及びプリンターの使用は、必要最小限度とし、退庁時の電源オフを徹底する。

3. 実験室における節電

- ・ 個別空調の冷房設定温度は、28℃の設定を厳守するとともに、使用していない実験室は冷房を停止する。
- ・ 機器室2室については、GC/MS等の管理のため個別空調の設定温度を25℃に設定する。
- ・ 微生物室は、ELISAに使用する場合に限り、個別空調の設定温度を25℃に設定する。
- ・ この期間は利用機器の集約化により、機器の使用を制限する。
- ・ 冷蔵庫は5℃、冷凍庫は-20℃又は-25℃に設定温度を見直す。
- ・ 冷蔵庫及び冷凍庫は、集約化、保存点数の削減等により使用台数を制限する。（別紙4）
- ・ 自動運転が可能な機器は、夜間及び土日の時間帯を優先して運転する。

4. その他

- ・ 直近・近場の階への移動は階段を利用するとともに、FAMICが入居している6階から9階の間の移動についても極力階段を利用する。
- ・ 消費電力が大きい機器の使用しない時間（夕方から翌朝まで等）は、電源プラグをコンセントから抜く。
- ・ 各階に節電取組確認者を置くことにより、上記1～3の節電対策を確実に実施する。

8